

自治体戦略2040構想研究会 (第11回)

事務局提出資料

<地方圏の圏域マネジメント>

平成30年4月
総務省自治行政局

2040年頃にかけて迫り来る我が国の内政上の危機とその対応(地方圏の圏域マネジメント関係)

1. 若者を吸収しながら老いていく東京圏と支え手を失う地方圏

2040年頃にかけての危機

- 地方圏では、生産拠点の海外移転等により製造業が衰退する一方、労働集約型サービス業が多く立地し、労働生産性は低い。東京からのサービス移入に伴う資金流出が常態化。
- 高齢化した東京圏が、地方から吸収している人材や資金を自らの医療・介護に充てなければならなくなったとき、地方圏の経済や行政サービスを支えられなくなるおそれ。
- 人口減少や高齢化が著しい中山間地域等では、集落機能の維持が困難になるような低密度化が発生するおそれ。
- 山間地での耕地や山林の管理が人口減少により困難になるおそれ。

考えられる対応

- 新たな活躍の場を求める人がワークライフバランスを実現しやすい地方圏に移住しやすい環境の整備
- 圏域内の自治体が連携した今後長期にわたる医療・介護サービス供給体制の整備
- サービス業について、多様な人材が集積する指定都市や中核市等を中心として、新陳代謝によるイノベーションを誘発し、生産性を高め、東京からのサービス移入に依存せず、稼ぐ力を高める
- 農林水産業について、意欲ある担い手への集約を進め、農林水産物の輸出を拡大
- 中山間地域等において、一定規模の集落生活圏で日常生活を営めるよう、集落移転を含め、地域に必要な生活サービス機能を維持する選択肢の提示と将来像の合意形成
- 粗放的な針広混交林としての保全など、保険的な管理も選択肢化

2. 標準的な人生設計の消滅による雇用・教育の機能不全

2040年頃にかけての危機

- 世帯主が雇用者として生活給を得る従来の世帯主雇用モデルがもはや標準的とはいえないが、就労形態と紐付いた各種制度が足かせになる。起業等を通じた産業の新陳代謝が低調に推移すれば、生産性向上に限界。
- 我が国全体で労働力が不足する中、各人の活用可能な能力と、それを必要とするニーズがマッチングができない状況。
- 若者の労働力は希少化。各分野に必要な人材の確保が必要。公民や組織の枠を超えて、総合的な視点が求められる。
- 地方の大学数の減少が地方圏の若者の可能性を奪うこととなり、教育の質の低下が、技術立国として、激化する国際競争での遅れにつながるおそれ。

考えられる対応

- 男性中心の従来型の日本型雇用システムを前提とせず、男性も、女性も、ともにライフステージに対応し、イノベーションをもたらす起業を含め、無理なく活躍できる柔軟な就労システムの構築
- 大都市圏を含む各地域において共助の領域を広げ、多様なバックグラウンドを持つ様々な年齢層の人々が、柔軟に、かつ、安定的に新たな仕事に就き、必要なスキルを身につけながら、力を発揮することができるようにするための新たなスキームと就労モデルの構築
- 教育や保育の量的ニーズの減少を質の向上の契機と捉え、良質な施設を残しつつ適正な配置を行い、新たな教育に対応した質の高い教職員を確保し、子供たちに充実した教育環境を提供
- 生涯を通じて時代に必要とされる新たな知識・能力を獲得する学び直しや高度なSTEM教育(科学・技術・工学・数学)の場として、地方において洗練された高等教育機関を確保

3. スポンジ化する都市と朽ち果てるインフラ

2040年頃にかけての危機

- 多くの都市で「都市のスポンジ化」が顕在化。このまま放置すれば、都市における人口密度が低下して、人口集中地区(DID)面積は縮小し、加速度的に都市の衰退を招くおそれ。
- 人口増加局面に増加した防災上安全性の低い地域や高齢者の交通手段に欠く地域での居住のリスクが、スポンジ化の進行で、治安面の悪化を含め、顕在化するおそれ。
- 高度経済成長期以降に整備されたインフラが今後老朽化し、更新投資の増加が見込まれる。

考えられる対応

- 新たな産業を生み、地域経済をけん引する都市機能、医療や介護、買い物等の生活機能を確保するため、人口30万程度以上の商圈や生活圏域レベルの中でDIDにおける一定の集積を維持
- より安全で、医療や介護、買い物などの生活機能が近隣で維持された空間に集住することで、自然災害リスクを減少し、高齢者にも住みやすい空間を形成。警察力・消防力の効率的な運用で、治安・救急面での安心も確保
- 人口減少に応じて、量を減らしながら既存ストックを有効活用するため、IoTを活用したインフラ点検の省力化とあわせて、管理の効率化に止まらず、活用方法の多様化などにより価値を向上

2040年頃を見据えた自治体戦略の基本的方向性(地方圏の圏域マネジメント関係)

基本的考え方

- ◆ 自治体は、地域の戦略本部として、制度や組織、地域の垣根を越えて、資源(施設や人材)を賢く戦略的に活用する必要がある。個々が部分最適を追求することにより合成の誤謬に陥らないようにしなければならない。

今後の検討の方向性

- 個々の市町村が行政のフルセット主義を排し、圏域単位で、あるいは圏域を越えた都市・地方の自治体間で、有機的に連携することで都市機能等を維持確保することによって、人が人とのつながりの中で生きていける空間を積極的に形成し、人々の暮らしやすさを保障していく必要がある。
- 人口減少が先行して進んできた県においては、県が市町村と一体となって様々な施策を展開して地域を守ろうとする動きが顕著になっている。都道府県・市町村の二層制を柔軟化し、それぞれの地域に応じた行政の共通基盤の構築を進めていくことも必要になる。

「2040年頃にかけて迫り来る我が国の内政上の危機」にバックキャストिंगの視点から対応していくためには、現在の市町村間連携や都道府県による補完の取組を超えた対応が必要になるのではないか。

地方圏における現在の対応(市町村間連携と都道府県の補完)

- あらゆる行政サービスを単独の市町村が個々に提供する発想から転換し、地方自治体間の連携を柔軟かつ積極的に進めていくため、地方自治体間の条約とも言うべき「連携協約」の制度(政策面での基本的方針や役割分担を定めることが可能)を導入(平成26年度地方自治法改正)。
- 地方圏では、連携協約を活用した連携中枢都市圏等の形成、条件不利地域における都道府県による市町村の補完を推進してきた。

<連携中枢都市圏(H26.8~)>

圏域の中心都市(連携中枢都市)(※)とその近隣市町村の連携

- ※①指定都市、中核市(人口20万以上)
かつ②昼夜間人口比率おおむね1以上

【役割】

- (1) 経済成長のけん引
- (2) 高次都市機能の集積・強化
- (3) 生活関連機能サービスの向上

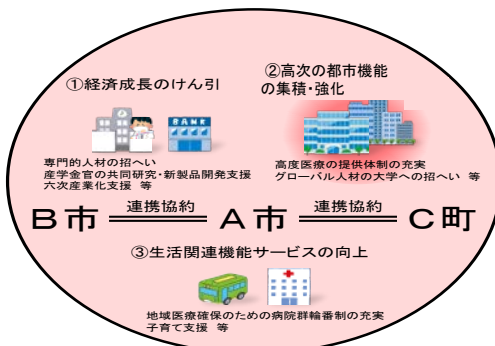
【連携中枢都市への財政措置】

普通交付税: 圏域人口75万で約2億円
特別交付税: 年間約1.2億円を上限

※連携市町村への財政措置
特別交付税: 年間1,500万円を上限

【圏域数】

28圏域
(H30.4.1時点)



<定住自立圏(H21.4~)>

中心市(※)と近隣市町村の連携

- ※①人口5万人程度以上
かつ②昼夜間人口比率1以上

【役割】

- 生活関連サービス機能の向上
 - ① 生活機能の強化
 - ② 結びつきやネットワークの強化
 - ③ 圏域マネジメント能力の強化

【中心市への財政措置】

・特別交付税: 年間約8,500万円を上限
※近隣市町村への財政措置
特別交付税: 年間1,500万円を上限

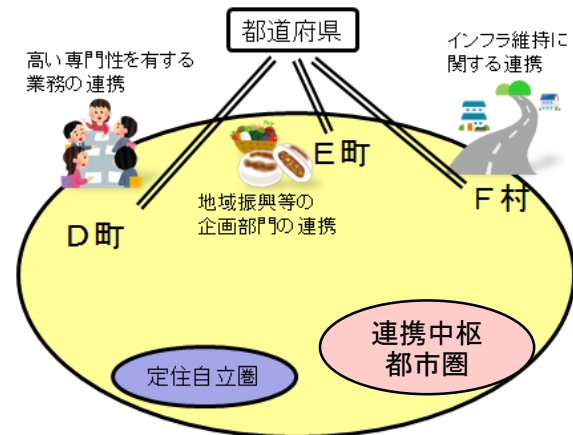
【圏域数】

121圏域
(H30.4.1時点)

<都道府県による補完>

条件不利地域等で、市町村間の広域連携が困難な場合は、都道府県による補完も選択肢

市町村長の名において都道府県知事や他の市町村長が事務を執行できる「事務の代替執行」の制度を導入(平成26年地方自治法改正)。

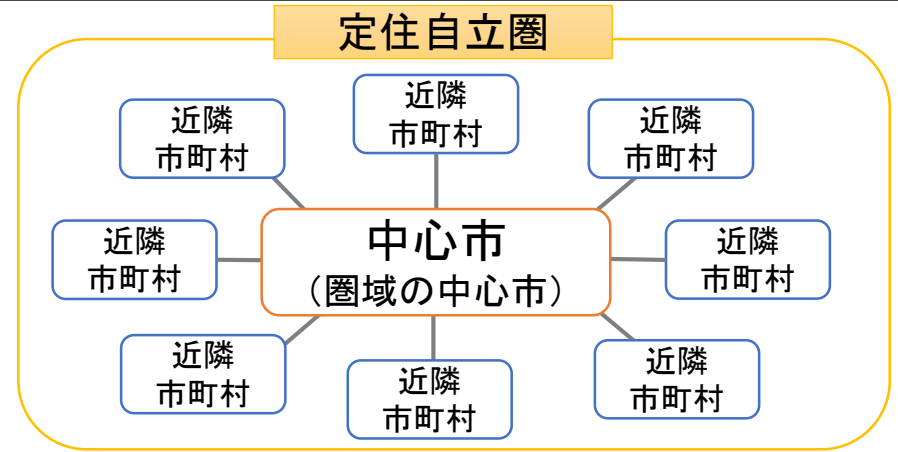


「定住自立圏構想」(H21.4～)

- 圏域の中心市(※)と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保し、地方圏における定住の受け皿の形成を目指す構想。**要綱に基づき**推進。
※人口5万人程度以上かつ昼夜間人口比率1以上
- 圏域は、**国や都道府県が決めるのではなく**、地域全体のマネジメント等に中心的な役割を担う意思を有する中心市が、住民生活等で密接な関係を有する近隣市町村と**自律的に形成**する、**住民の生活実態に即したもの**。

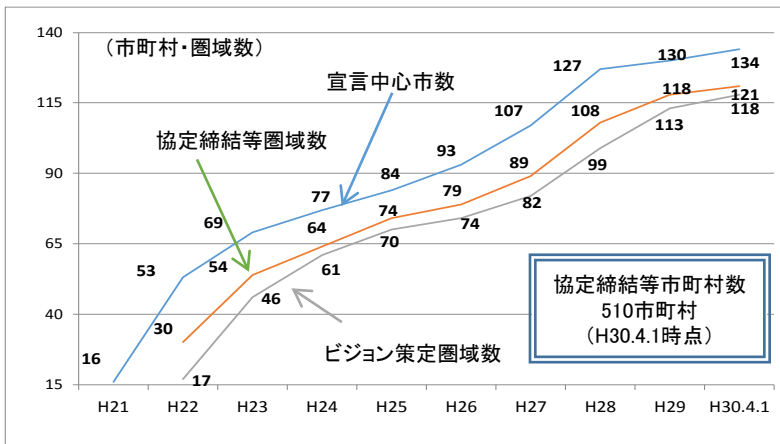
定住自立圏に求められる役割

- ① **生活機能の強化**
休日夜間診療所の運営、病児・病後児保育の実施
- ② **結びつきやネットワークの強化**
デマンドバスの運行、滞在型・体験型観光の推進
- ③ **圏域マネジメント能力の強化**
合同研修の実施や職員の人事交流、外部専門家の招へい



定住自立圏の形成状況

H30.4.1現在 121圏域



定住自立圏形成の手続き

中心市宣言

定住自立圏
形成協定

定住自立圏共生
ビジョンの策定

- ✓ 圏域の中心市が、近隣市町村と連携し、地域全体のマネジメント等において中心的な役割を担う意思を「宣言」
- ✓ 中心市と近隣市町村が、**定住自立圏形成協定(要綱に基づく協定)**を締結し、圏域を形成
- ✓ 近隣市町村は、中心市と近接し、経済、社会、文化、住民生活等で密接な関係を有する市町村
(主に中心市への通勤通学割合10%圏内の市町村)
- ✓ 圏域の具体的取組を定めた定住自立圏共生ビジョンを産学金官の共生ビジョン懇談会で検討し、策定

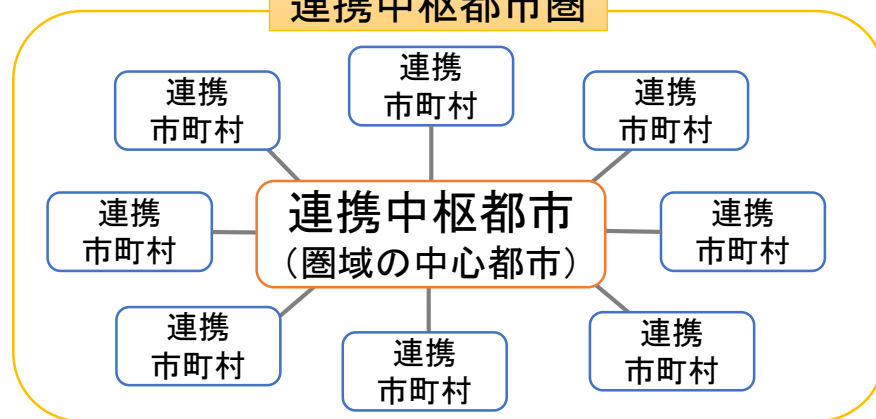
「連携中枢都市圏」(H26.8～)

- 人口減少社会に、経済を持続可能なものとし、国民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするには、人々の暮らしを支え、経済をけん引していくのにふさわしい核となる都市(指定都市・中核市)やその圏域を戦略的に形成することが必要。(第30次地方制度調査会答申)
- **指定都市や中核市では定住自立圏の取り組みが進まず。中枢的な都市が圏域において今後果たすべき役割と、その役割に応じた財政措置のあり方を検討し、H26年から地方中枢拠点都市圏構想を要綱に基づき推進。**
 ※H27年、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で、国土交通省「高次地方都市連合」の都市圏域概念を合わせ、「連携中枢都市圏」に改称。

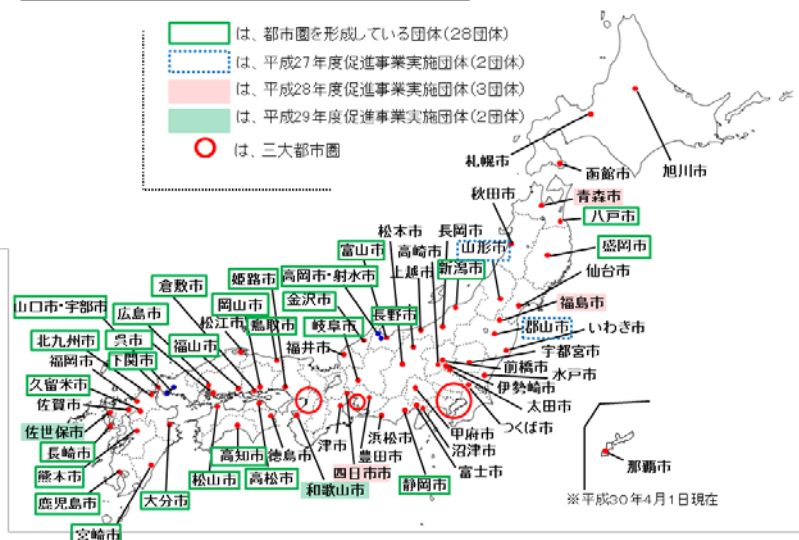
定住自立圏に求められる役割

- ① **圏域全体の経済成長のけん引**
産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援
- ② **高次の都市機能の集積・強化**
高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備
- ③ **圏域全体の生活関連機能サービスの向上**
病院群輪番制の充実、地域公共交通ネットワークの形成

連携中枢都市圏



連携中枢都市圏の形成状況



連携中枢都市圏形成の手続き

- 連携中枢都市宣言 → 連携協約の締結 → 都市圏ビジョンの策定
- ✓ 圏域の中心都市(連携中枢都市)が、近隣市町村と連携し、圏域全体の将来像を描き、圏域全体の経済をけん引し住民全体の暮らしを支える役割を担う意思を「宣言」
 - ✓ 連携中枢都市と連携市町村が、**地方自治法に基く連携協約を締結**し、圏域を形成
 - ✓ 連携市町村は、連携中枢都市と近接し、経済、社会、文化、住民生活等で密接な関係を有する市町村
(主に中心都市への通勤通学割合10%圏内の市町村)
 - ✓ 圏域の具体的取組を定めた都市圏ビジョンを産学金官のビジョン懇談会で検討し、策定

三大都市圏、連携中枢都市圏、定住自立圏の人口・面積

- 三大都市圏の人口は総人口の45%。連携中枢都市圏と定住自立圏の対象となる圏域は50%を占める(未形成の地域を含んでおり、形成済みでは24%)。
- 三大都市圏の面積は総面積の5%。連携中枢都市圏と定住自立圏の対象となる圏域は72%を占める(未形成の地域を含んでおり、形成済みでは45%)。

総人口に占める割合

総面積に占める割合

連携中枢都市圏

定住自立圏

連携中枢都市圏

定住自立圏

対象となる
地域全体
4,450万人
(35.0%)

形成済み
1,915万人
(15.1%)

未形成*1
2,534万人
(19.9%)

対象となる
地域全体
1,867万人
(14.7%)

形成済み
1,168万人
(9.2%)

未形成*1
699万人
(5.5%)

定住自立圏の対象になる地域(未形成)

*1「未形成」は連携中枢都市となりえる都市及び定住自立圏中心市への通勤・通学10%圏

対象となる
地域全体
108,274km²
(29.0%)

形成済み
49,984km²
(13.4%)

未形成*1
58,290km²
(15.6%)

連携中枢都市圏の対象になる地域(未形成)

対象となる
地域全体
158,848km²
(42.6%)

形成済み
119,121km²
(31.9%)

未形成*1
39,727km²
(10.7%)

定住自立圏の対象になる地域(未形成)

三大都市圏*2

5,655万人
(44.5%)

*2 ここでの「三大都市圏」は、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、さいたま市、千葉市、大阪市、京都市、神戸市、堺市、名古屋市の通勤・通学10%圏をいう。

三大都市圏*2

17,836km²
(4.8%)

その他の地域

88,000km²
(23.6%)

その他の地域

738万人
(5.8%)

※ 人口1万未満の市町村(512団体)のうち、204団体(40%)が「その他の地域」に、181団体(35%)が「定住自立圏」の形成済み地域にそれぞれ所在。

連携中枢都市圏・定住自立圏・都道府県の補完(長野県の例)

- 長野県では、地域ごとに連携中枢都市圏・定住自立圏が形成されている。
- 中心市的な役割を担う市町村がない木曾地域(3町3村、人口2万8千人)では、長野県の積極的な補完(専任職員の配置等)により、長野県独自の取り組みとして、「木曾広域自立圏」を形成。

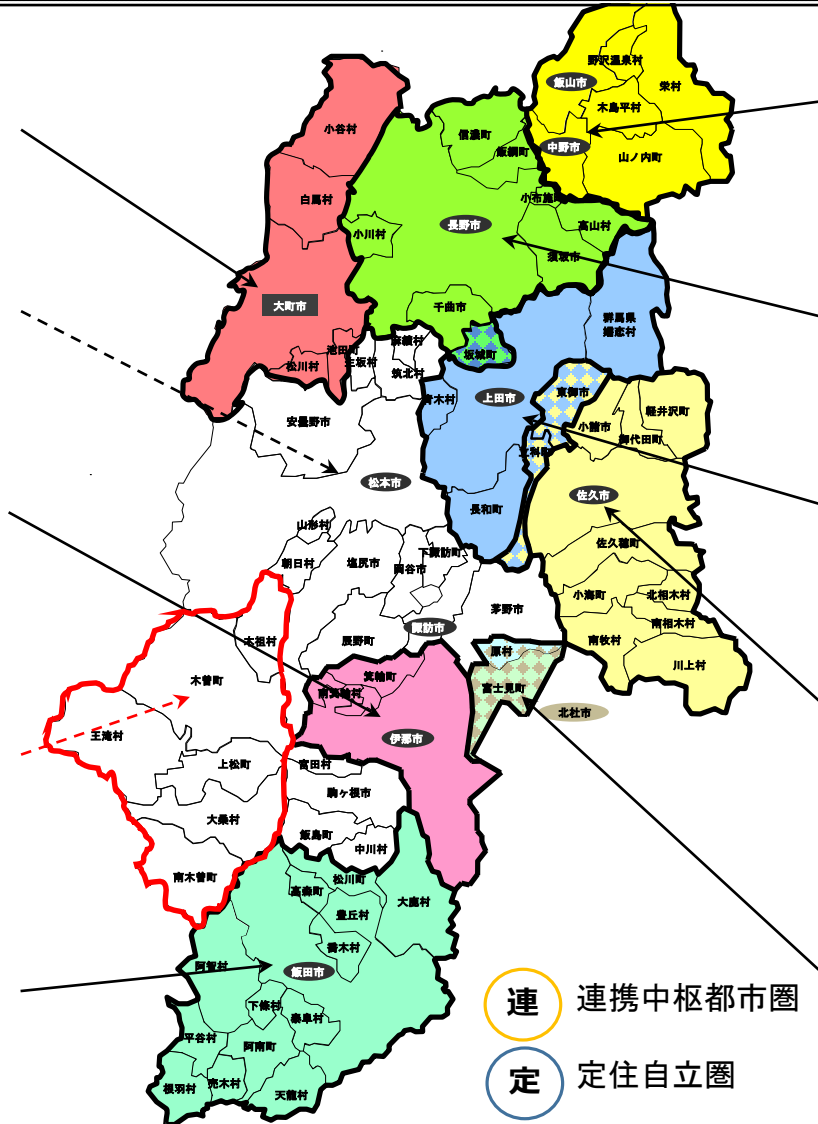
北アルプス連携自立圏
(1市1町3村)
中心市：大町市
協約締結：H28. 3. 29

松本地域
松本市において、連携中枢都市圏の前提となる「中核市」への移行を検討中

定 伊那地域定住自立圏
(1市1町1村)
中心市：伊那市
協定締結：H28. 1. 7

木曾広域自立圏
(3町3村)
協定締結：H30. 3. 29

定 南信州定住自立圏
(1市3町10村)
中心市：飯田市
協定締結：H21. 7. 14



定 北信地域定住自立圏
(2市1町3村)
中心市：中野市・飯山市
協定締結：H24. 12. 13

連 長野地域連携中枢都市圏
(3市4町2村)
連携中枢都市：長野市
協約締結：H28. 3. 29

定 上田地域定住自立圏
(2市3町2村)
中心市：上田市
協定締結：H23. 7. 27

定 佐久地域定住自立圏
(3市5町4村)
中心市：佐久市
協定締結：H24. 1. 12

定 八ヶ岳定住自立圏
(1市1町1村)
中心市：北杜市
協定締結：H27. 7. 1

課題：まちづくりと連携中枢都市圏

○ 都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画は、**個々の市町村**が策定。

⇒ 圏域自体が計画を策定することができれば、圏域の都市機能（医療、福祉、商業等）を役割分担のもと整備・利用することができるのではないか。

※ 現行制度でも、**法律に基づかない任意の事項**として、「広域的な立地適正化の方針を作成し、これを踏まえ各市町村の立地適正化計画を連携して作成することが望ましい（国交省Q&A）」とされている。

→ 連携中枢都市圏で「立地適正化の方針」の策定に圏域で取り組んでいるのは**播磨圏域のみ**。

【兵庫県姫路市・たつの市・太子町・福崎町】

背景・課題

- ・人口減少・高齢化を背景に、鉄道路線を軸として沿線自治体が必要な都市機能を分担・連携することの必要性が増大。
- ・平成27年以降、沿線自治体や交通事業者からなる勉強会・協議会を設立し、各都市の役割分担や連携のあり方について検討。

2市2町による「中播磨圏域の立地適正化の方針」の策定

・平成29年3月、姫路市、たつの市、太子町、福崎町の2市2町（人口計67万人）により、広域的な立地適正化の方針を策定。

・広域的な都市機能の集積を図るべき地区を姫路駅周辺、その他の地域的な都市機能の集積を図るべき地区を各拠点に設定し、現状の施設立地状況を踏まえつつ、役割分担を整理。

【都市機能の役割分担と連携（都市機能集積地区の位置づけ）】

広域都市機能集積地区（姫路駅周辺）
姫路駅前に大規模店舗、医療系専門学校を誘致、**民間病院と公営病院を統廃合等により、高度で多様な都市機能の強化を図る**とともに、国際競争力の強化や県を代表する顔としてふさわしい風格のある都市空間の形成を図る。

地域都市機能集積地区
広域都市機能集積地区と連携しつつ、**広域行政機関（国県機関）、高度医療施設、大規模商業施設等の高度な都市機能を役割分担し、維持・充実を図る**。また、他の地区との距離を助長した配置や、連携による相互補完についても考慮する。

姫路市（姫路駅周辺）

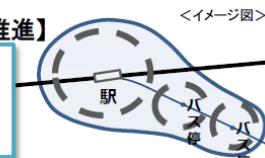
姫路市（飾磨駅、野里駅、網干駅、山陽網干駅、広畑駅、夢前川駅、はりま勝原駅 等）
たつの市（本竜野駅・市役所周辺、竜野駅 等）
太子町（役場周辺）
福崎町（福崎駅、役場周辺）

<高次都市機能増進施設の設定及び役割分担>

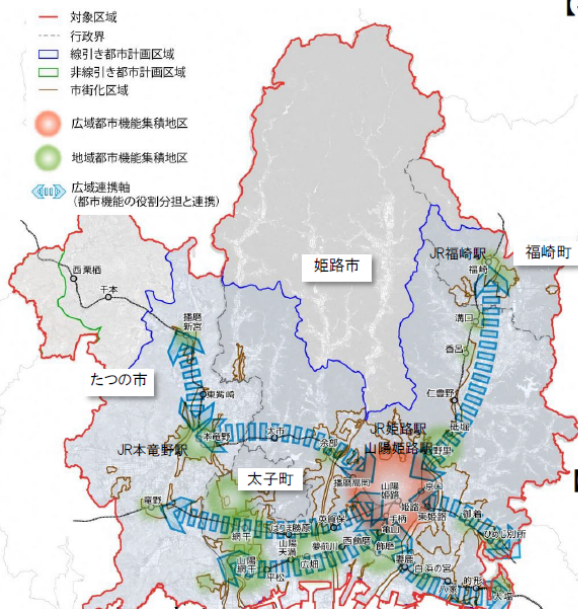
分野	高次都市機能	役割分担	分野	高次都市機能	役割分担
医療機関	三次救急医療機関（救命救急センター）	姫路市	文化施設	図書館・美術館・博物館等	相互補完
	二次救急医療機関	姫路市・たつの市 姫路市・福崎町	スポーツ施設等	体育館 総合公園	相互補完 姫路市・たつの市・太子町 姫路市
	大学 短期大学 専門学校 高等学校	姫路市 姫路市	商業施設	百貨店、大型SC等	姫路市・たつの市

【公共交通利便性の高い区域への居住推進】

居住誘導推進区域
・鉄道駅等周辺に集積する広域・地域都市機能の利便性を活かした居住の推進を図る区域を設定。
・**鉄道駅からの徒歩圏や、鉄道駅にバス利用でアクセス可能な圏域**を基本として区域を設定。



※出典：国土交通省複数自治体による広域的な立地適正化の方針の策定



✓ 立地適正化計画は、市町村が都市全体の観点から作成する、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープラン。116都市が計画作成済み（平成29年末）。

課題：医療と連携中枢都市圏

○ 医療法に基づく二次医療圏は、**都道府県**が設定。

二次医療圏：一体の区域として一般の入院に係る医療を提供する体制の確保を図ることが相当である単位

⇒ 連携中枢都市圏で調整して対応（救急医療体制確保、圏域内病院間の連携、在宅医療介護連携等）することができれば、**県境をまたがっても、住民の生活実態等に即し、圏域の医療・介護サービス供給体制を構築することができるのではないか。**

※ 備後圏域（福山市）は、生活実態等に即し、**県境をまたいだ岡山県井原市・笠岡市を圏域としている。**福山・府中医療圏は井原・笠岡地域と、救急医療や周産期医療について県境を越えて流出入があるが、**都道府県ごとに設定される医療圏**では異なる医療圏となっている。



課題：地域経済政策と連携中枢都市圏

○ 地域未来投資促進法に基づく「基本計画」は、**市町村(※)又は都道府県**が策定。

⇒ 圏域自体が計画を策定することができれば、圏域の特性を活かした地域経済政策を進めることができるのではないか。

※ 現行制度でも、複数の市町村で計画を策定することができる。

→ 連携中枢都市圏で「基本計画」策定に圏域で取り組んでいるのは**八戸圏域、長野圏域のみ**。

計画のポイント

青森県及び八戸圏域8市町村では、人口減少社会においても活力ある社会経済が維持された地域の発展を目指し、ものづくり・食料品製造産業の集積、多様な観光資源や特産物、交通インフラの地域の特性を活用して地域経済を牽引する事業を連携して支援することにより、地域における経済の好循環を生み出す。

促進区域

青森県八戸圏域（八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町）

経済的効果の目標

1件あたり平均3,251万円以上の付加価値を創出する地域経済牽引事業を15件創出し、これらの事業が促進区域で1.3倍の波及効果を与え、促進区域で6.34億円の付加価値を創出することを目指す。

地域経済牽引事業の承認要件

【要件1：地域の特性を活用すること（①～⑤のいずれか）】

- ① 臨海部・内陸部の基礎素材型産業や加工組立型産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ② 三陸復興国立公園、八食センター、八戸ポータルミュージアム「はっち」等の多様な観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野
- ③ 水産、畜産、野菜・果樹等多様な特産物を活用した農林水産業・地域商社分野
- ④ 水産加工を中心とする食料品製造業の集積を活用した食料品製造関連分野
- ⑤ 東北新幹線、三沢空港、八戸港等の結節点としての交通インフラを活用した物流関連分野

【要件2：高い付加価値を創出すること】

- 事業の実施により、3,251万円以上の付加価値の増加が見込まれること

【要件3：以下の経済的効果が見込まれること】

- 事業の実施により、圏域の事業者間での取引額が開始年度比で5%程度増加すること

制度・事業環境の整備

- ・不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設
- ・工場立地法に基づく緑地率の緩和
- ・既存の支援制度の活用促進 等

地域経済牽引支援機関

（公財）21あおり産業総合支援センター、（公財）八戸地域高度技術振興センター、㈱八戸インテリジェントプラザ、青森県産業技術センター八戸地域研究所・食品総合研究所、八戸工業大学、八戸学院大学、八戸高専、弘前大学八戸サテライト、金融機関、商工団体

《促進区域図》



計画期間

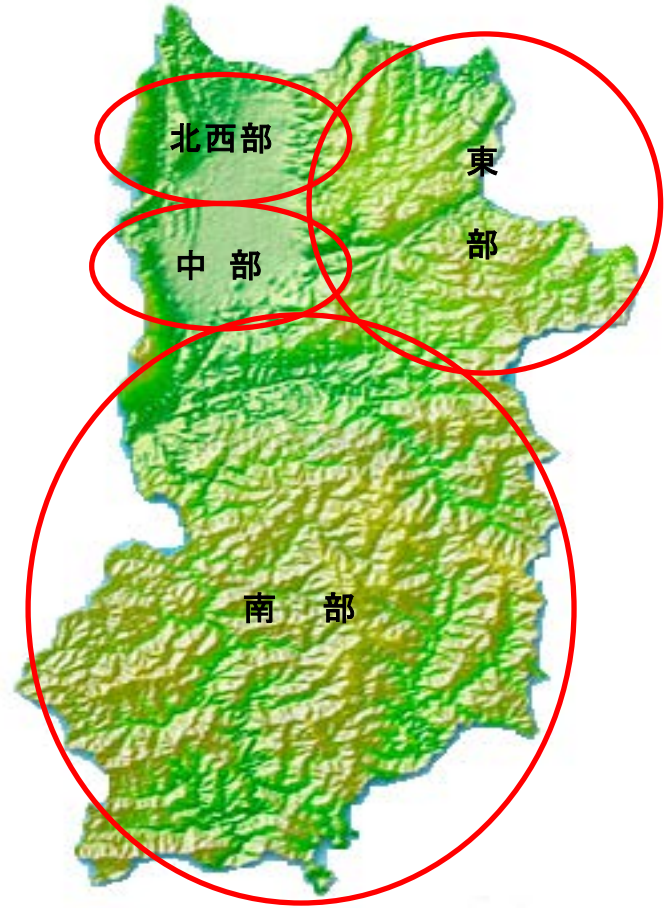
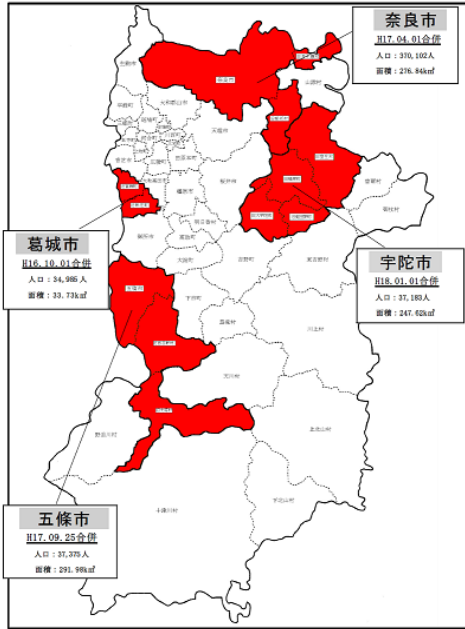
計画同意の日から平成34年度末日まで

※出典：青森県八戸圏域基本計画概要

✓ 地域未来投資促進法は、地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果を最大化しようとする地方公共団体の取組を支援。基本計画に基き事業者が策定する地域経済牽引事業計画を知事が承認し、支援措置を集中投入。185の基本計画（平成29年度末）が策定済み。

都道府県と市町村の補完・連携(奈良県)

- 奈良県は市町村合併が進まず、小規模な市町村が南部地域を中心に多く存在。
- 奈良県は、市町村同士、県と市町村の連携・協働を推進(奈良モデル)。



奈良県

47市町村 → ▲8 → 39市町村

(市町村数減少率 17.0%)

(参考)全国

3,229市町村 → ▲1,505 → 1,724市町村

(市町村数減少率 46.6%)

南部地域、東部地域は、既に、過疎化・高齢化が進展。
 北西部地域、中部地域は、1960年代～80年代に
 人口が急激に増加。今後、一挙に高齢化が見込まれる。

奈良県における市町村との連携・協働(「奈良モデル」の取組)

連携自治体

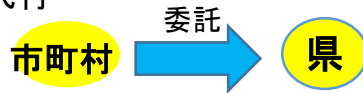
- ・奈良県
- ・県内全市町村(39市町村)

背景

- ・平成20年10月、県と市町村の連携による効率的な行政運営の検討を開始。
- ・平成21年4月、知事と市町村長が一堂に会して意見交換を行う「奈良県・市町村長サミット」を開始。以後、年6回程度実施。

これまでに成果のあった主な取組

- ①市町村の合意のもと県が委託を受けて代行

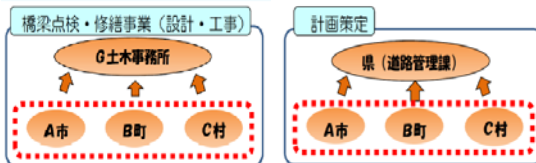


★道路施設

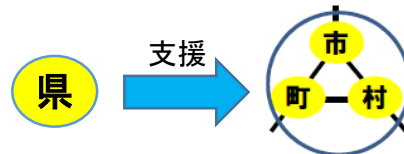
維持管理業務の支援

職員派遣

- ・市町村の技術職員の減少(12町村の土木技術職員が0人)を受け、県から技術支援を実施。
- ・まず点検を実施し(15/39市町村が県に委託)、全市町村の橋梁長寿命化修繕計画の策定が完了(32/39市町村が県に委託)。



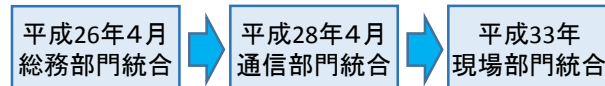
- ②市町村間の広域連携を県が支援



★消防の広域化

一部事務組合

- ・広域化推進計画の策定等において県が強いリーダーシップを発揮し、人的支援、財政措置も実施。
- ・11消防本部(39市町村のうち37市町村)が1つの消防組合に統合。
- ・組織は、総務部門→通信部門→現場部門と段階的に統合予定。



※「奈良モデル」とは

奈良県と市町村が連携して行政の効率化や地域の活力の維持・向上を図っていく、奈良県という地域にとって最適な地方行政の仕組みを目指す取組。



- ③県と市町村が協働で事業実施



★過疎地域における

広域医療体制の整備

一部事務組合

- ・12市町村と県が構成員となり、3つの公立病院を、救急医療を中心に担う病院(平成28年4月開院予定)と、療養期を中心に担う2つの病院に再編整備。
- ・9つのへき地診療所と連携し、地域医療サービスの充実も図る。



都道府県と市町村の補完・連携(静岡県)

- 静岡県では、平成の合併により2つの政令市(静岡市、浜松市)が誕生。
- 市町村合併が進まなかった伊豆半島南部賀茂地域は総人口が約6万6千人。今後著しい人口減少が想定される地域。静岡県は賀茂振興局、賀茂地域広域連携会議(首長、県副知事がメンバー)を設け、重点的に補完・支援。

★消費生活センターの共同設置

連携協約

機関等の共同設置

- ・県内の消費生活相談体制の整備が急務だが、消費生活相談員の確保や単独でのセンター整備が困難、市町間連携による検討も進捗せず⇒**県と1市5町で地方自治法に基づく連携協約を締結し、共同設置規約を制定して消費生活センターを共同設置。**
- ・効率的、専門的な運用が可能となるとともに、県民相談が併せて実施されることで、**多様な相談に対応可能となる。**

★税の徴収事務の共同処理

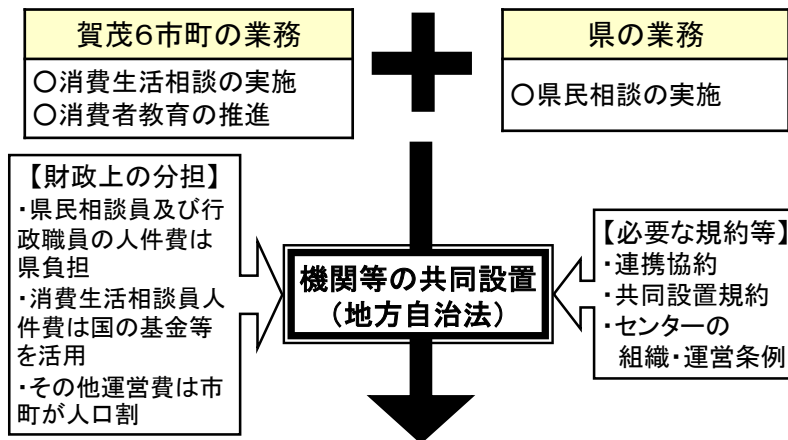
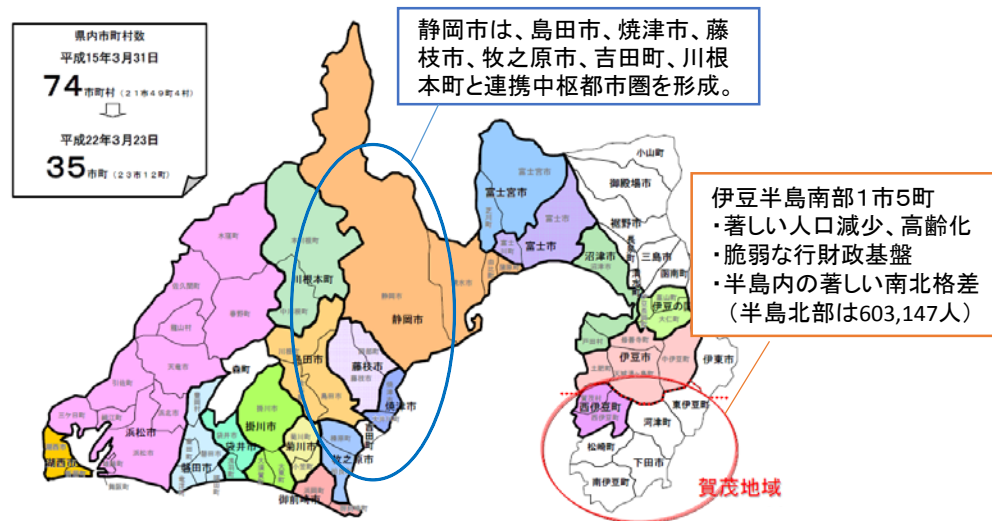
協議会

- ・県、市町の職員で「賀茂地方税債権整理回収協議会」を設置し、市町村税の徴収事務の共同処理を行う。

★指導主事の派遣

職員派遣

- ・指導主事未配置の賀茂地区の5町に県の指導主事を派遣(平成26年度～28年度)。各学校訪問(訪問指導、初任者研修等)、研修会の企画・開催等を実施。
- ・指導主事の派遣を踏まえ、**5町間での地方自治法に基づく指導主事の共同設置**について、**県と5町で検討。**



賀茂広域消費生活センター
 消費生活相談の実施、消費者教育の推進、
 県民相談・5町への巡回相談の実施

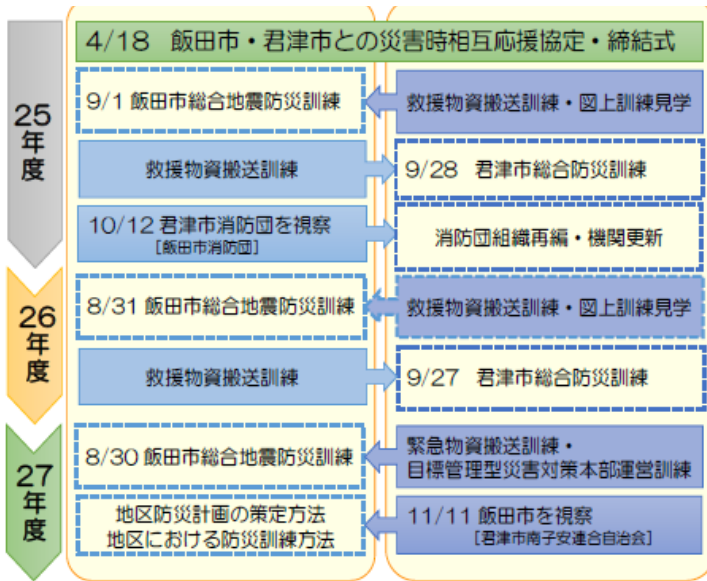
遠隔地の自治体間の連携について

- 圏域を越えた自治体間の連携として、災害時相互応援や福祉施設の域外設置、流域での水環境保全の事例が見られる。
- こうした取り組みは、行政サービス提供の持続可能性を高めるとともに、地域間で新たな人の流れの創出につながる。

地方公共団体の災害時相互応援協定

市町村において、**1,698団体(97.5%)**が協定締結
 → うち他都道府県の市町村との協定は、
1,254団体(72.0%)が締結 (平成29年4月1日現在)

【事例】遠隔地の市町村での災害時応援協定
 (長野県飯田市・千葉県君津市)



(出典)消防庁「地方防災行政の現況(平成29年4月1日現在)」
 内閣府「市町村の水害対応の手引き」

特別養護老人ホームの自治体間連携

東京都杉並区と静岡県南伊豆町両自治体の課題を解決し、メリットを活かす取り組みとして、**全国初の自治体間連携による特別養護老人ホームを南伊豆町に整備**。



(出典)杉並区HP

水源地に関する自治体間連携

木曽三川流域自治体連携会議では、4県下45自治体にて、木曽三川流域の水環境を守るため、一体となって水環境保全を実施。

【取組例】

- 流域自治体相互の連携強化
 - ・木曽三川流域自治体サミット
 - ・木曽三川流域自治体連携課長会議
- 持続可能な地域経済の振興
 - ・木曽三川マルシェ
- 水環境保全に対する住民参加の促進
 - ・木曽三川流域連携シンポジウム



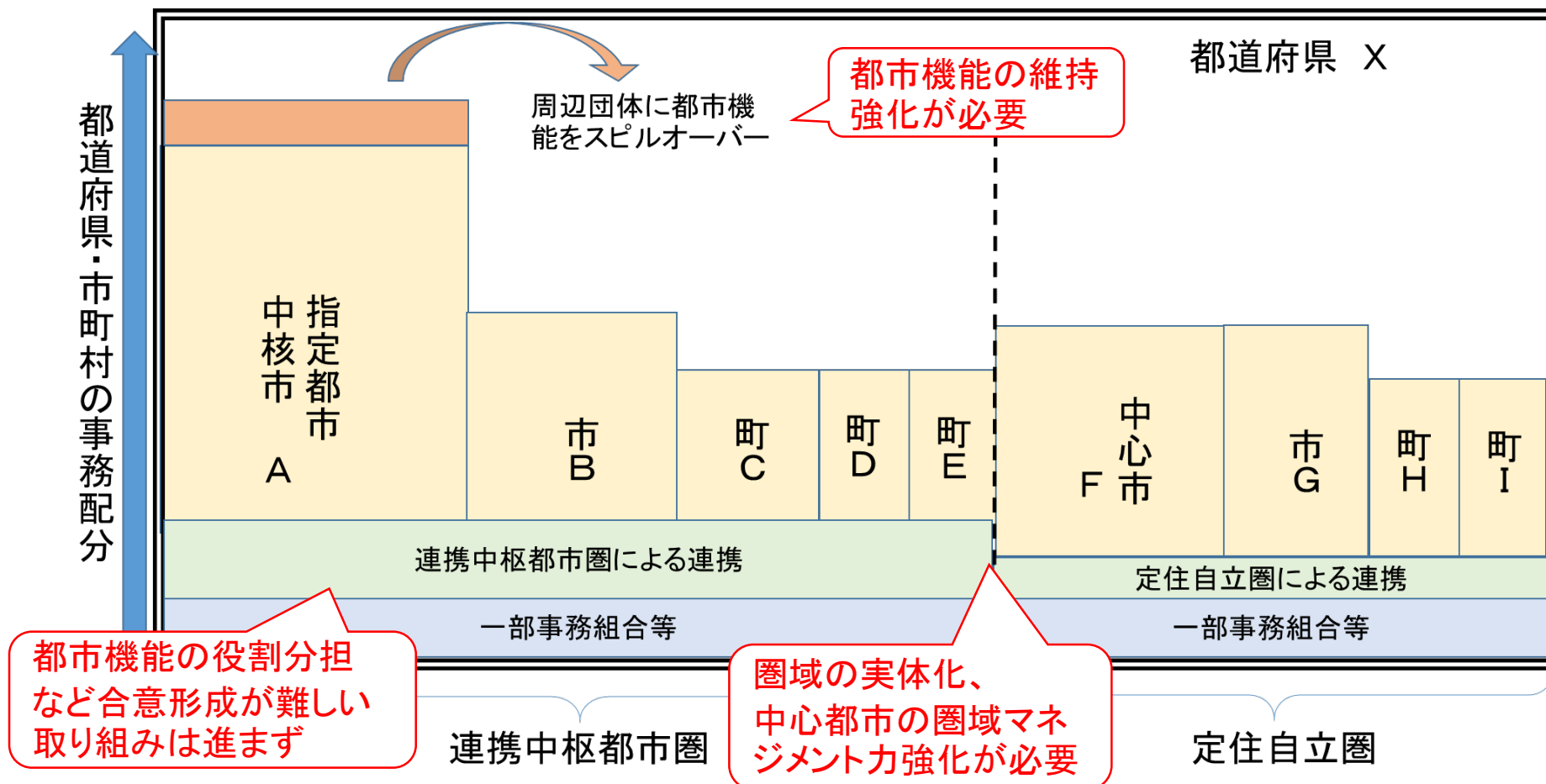
(出典)木曽三川流域自治体連携会議リーフレット

地方圏における行政サービス提供体制構築の課題（市町村間連携）

今後の検討
の方向性

- 個々の市町村が行政のフルセット主義を排し、圏域単位で、あるいは圏域を越えた都市・地方の自治体間で、有機的に連携することで都市機能等を維持確保することによって、人が人とのつながりの中で生きていける空間を積極的に形成し、人々の暮らしやすさを保障していく必要がある。 《自治体戦略2040構想研究会第一次報告》

（現在進められている行政サービス提供体制構築のイメージと課題）



3つの柱（第1次報告）に対応するには

- 現在、中心都市の施設の広域受け入れ、施設の相互利用、イベントの共同開催など連携しやすい取組から連携を始めている状況。「2040年頃にかけて迫り来る我が国の内政上の危機」にバックキャストिंगの視点から対応していくには、これらを超えた取組みが必要になるのではないか。
- 負担の分かち合いや利害調整を伴う合意形成は容易ではないが、圏域単位で対応が必要となる深刻な行政課題に取り組んでいく必要があるのではないか。
- 生活実態等と一致した圏域を、各府省の施策（アプリケーション）の機能が最大限発揮できるプラットフォームとするためには、合意形成を容易にする観点から、圏域の実体性を確立し、顕在化させ、中心都市のマネジメント力を高める必要があるのではないか。個々の政策で、圏域単位での対応が合理的な取組みを促進する手立ても必要なのではないか。

1. 若者を吸収しながら老いていく 東京圏と支え手を失う地方圏

- 新陳代謝によるイノベーション誘発、東京からのサービス移入の脱却、労働生産性の向上（どこをイノベーション拠点とするか、どの分野に政策資源を投入するか）
- 圏域内の医療サービス供給の役割分担、資源最適化（どこに機能を集中させるか）
- 東京への人口流入拡大を転換させる移住環境整備

2. 標準的な人生設計の消滅による雇用・教育の機能不全

- 雇用のマッチング、就労システムの構築
- 充実した教育環境提供（児童数は激減し、校舎の老朽化が進行、空き教室や廃校の活用をどう進めるか）
- 学生が減少し、経営環境が悪化する中での高等教育機関の確保

3. スポンジ化する都市と朽ち果てるインフラ

- 都市の衰退への対応、DIDにおける一定の集積維持（どこに集積させるか）
- 医療、介護、買物等生活機能が近隣で維持された空間の形成（どこに形成するか）
- インフラ老朽化への対応、既存ストックの有効活用（何を残すか、希少化する技術職をどう活用するか）

圏域単位で対応が求められる行政課題の例

現状の連携中枢都市圏の取組の例

- 商談会、見本市への共同出展
- 企業誘致の連携
- 広域観光PR
- 夜間急病センター運営
- 看護学校奨学金
- 圏域への移住お試し住宅

- 就職面接会、企業見学の共同開催
- 圏域のこども発達支援センター共同設置
- 病児・病後児保育施設の広域受け入れ
- 保育士の復職支援
- 大学・学生の交流拠点運営

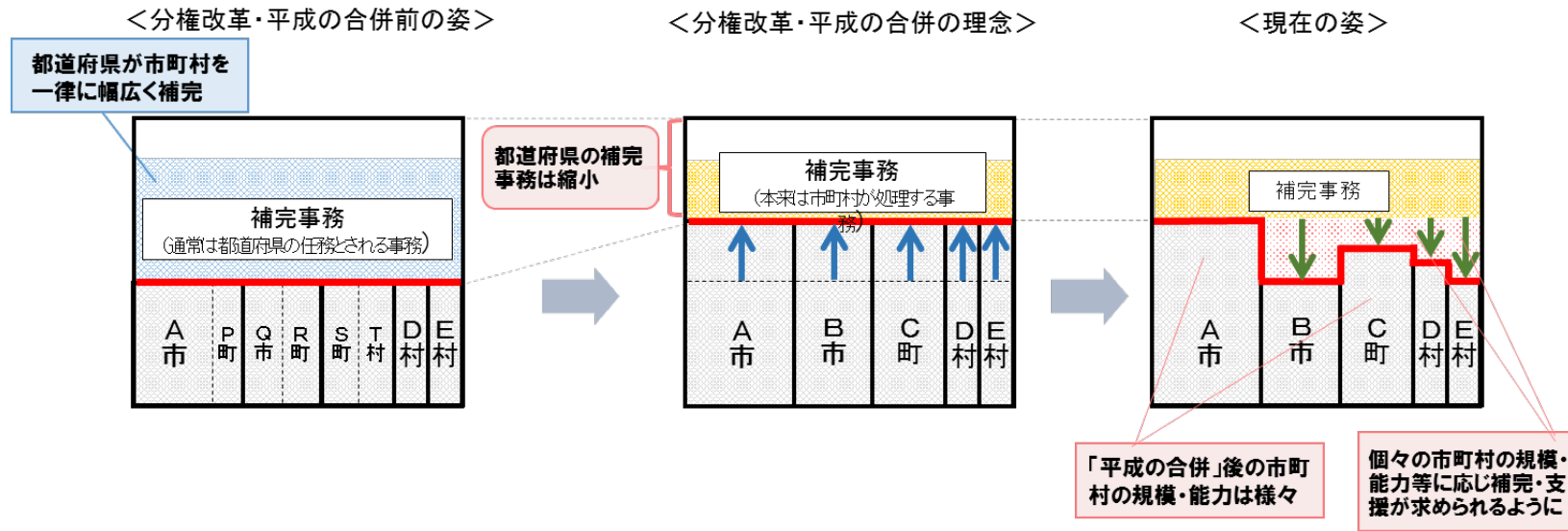
- アクセス拠点整備（駅前ターミナル、バスターミナル）
- 圏域の公共施設予約システム
- ローカル路線利用促進
- 文化施設の相互利用
- 公共建物現況調査支援
- 技術職の人材育成、合同研修

地方圏における行政サービス提供体制構築の課題（都道府県の補完）

今後の検討
の方向性

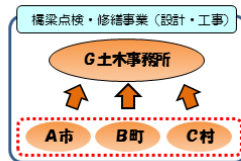
○ 人口減少が先行して進んできた県においては、県が市町村と一体となって様々な施策を展開して地域を守ろうとする動きが顕著になっている。都道府県・市町村の二層制を柔軟化し、それぞれの地域に応じた行政の共通基盤の構築を進めていくことも必要になる。

《自治体戦略2040構想研究会第一次報告》

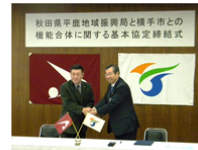


（多様な都道府県の補完・支援の手法）

①「県による包括発注」
橋梁点検の発注代行
（奈良県「奈良モデル」）



②「県・市町村事業の一体化」
県と市町村のワンフロア化、
予算一元化
（秋田県「機能合体」）



③「県と市町村の役割分担の再編」
過疎地域の公立病院再編
（奈良県「奈良モデル」）



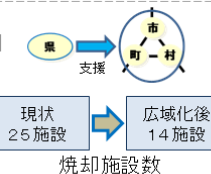
④「現場に入る県職員」
県職員が役場に常駐
（高知県
「地域支援企画員制度」）



⑤「知事と市町村長の定期的な議論の場の開催」
「奈良県・市町村長
サミット」(年5～6回開催)
（奈良県「奈良モデル」）



⑥「市町村間の協議の支援」
ごみ処理の広域化
（奈良県「奈良モデル」）

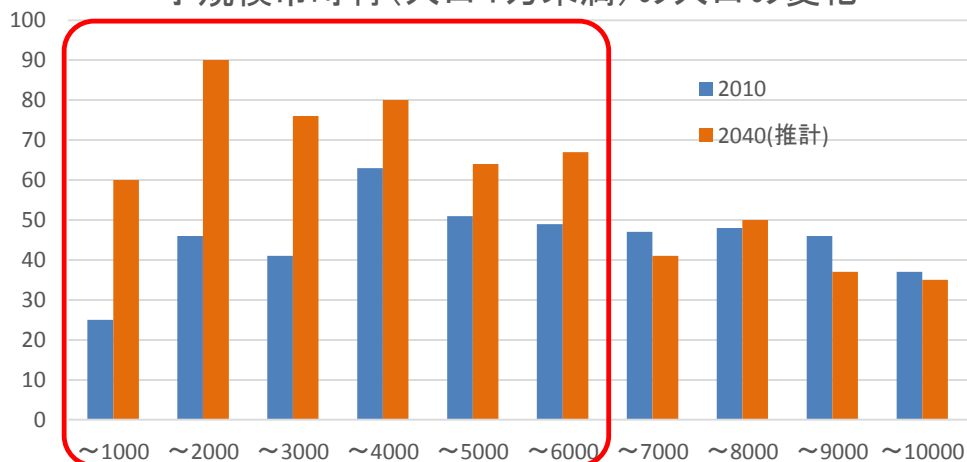


市町村の補完に積極的に取り組む
都道府県は少数
（秋田、長野、静岡、奈良、鳥取、高知等）

3つの柱（第1次報告）に対応するには

- 2040年に向け、人口が小規模な市町村が増加する。小規模自治体ほど人口減少幅が大きく、行政サービス供給体制の構築が課題となるのではないか。
- 平成の合併後、小規模市町村の市町村合併は進んでいないことも踏まえると、都道府県は区域内に責任を有する広域自治体として、**条件不利地域の補完・支援を強化し、それぞれの地域に応じた行政の共通基盤の構築を進めていく必要があるのではないか。**

小規模市町村(人口1万未満)の人口の変化



人口規模別人口増減

人口規模 (2015年時点)	総人口			
	2015	2040	増減	増減率(%)
100万人以上	2,012	1,836	▲ 176	▲ 8.7
50~100万人	1,597	1,417	▲ 180	▲ 11.3
20~50万人	2,975	2,582	▲ 393	▲ 13.2
10~20万人	2,117	1,784	▲ 333	▲ 15.7
3~10万人	2,721	2,212	▲ 509	▲ 18.7
1~3万人	808	590	▲ 218	▲ 27.0
1万人未満	239	158	▲ 81	▲ 33.9

平成の合併後(H22~)の市町村合併

市町村名 合併年月日	合併関係市町村(合併時の人口)
愛知県西尾市 (H23.4.1)	西尾市(104,777)、一色町(23,945) 吉良町(22,593)、幡豆町(12,515)
島根県松江市 (H23.8.1)	松江市(191,489) 東出雲町(14,742)
岩手県一関市 (H23.9.26)	一関市(119,468) 藤沢町(9,136)
栃木県栃木市 (H23.10.1)	栃木市(140,084) 西方町(6,652)
島根県出雲市 (H23.10.1)	出雲市(145,572) 斐川町(27,884)
埼玉県川口市 (H23.10.11)	川口市(496,197) 鳩ヶ谷市(60,885)
栃木県栃木市 (H26.4.5)	栃木市(146,544) 岩舟町(17,948)

※人口は合併年月日の直近の住民基本台帳人口